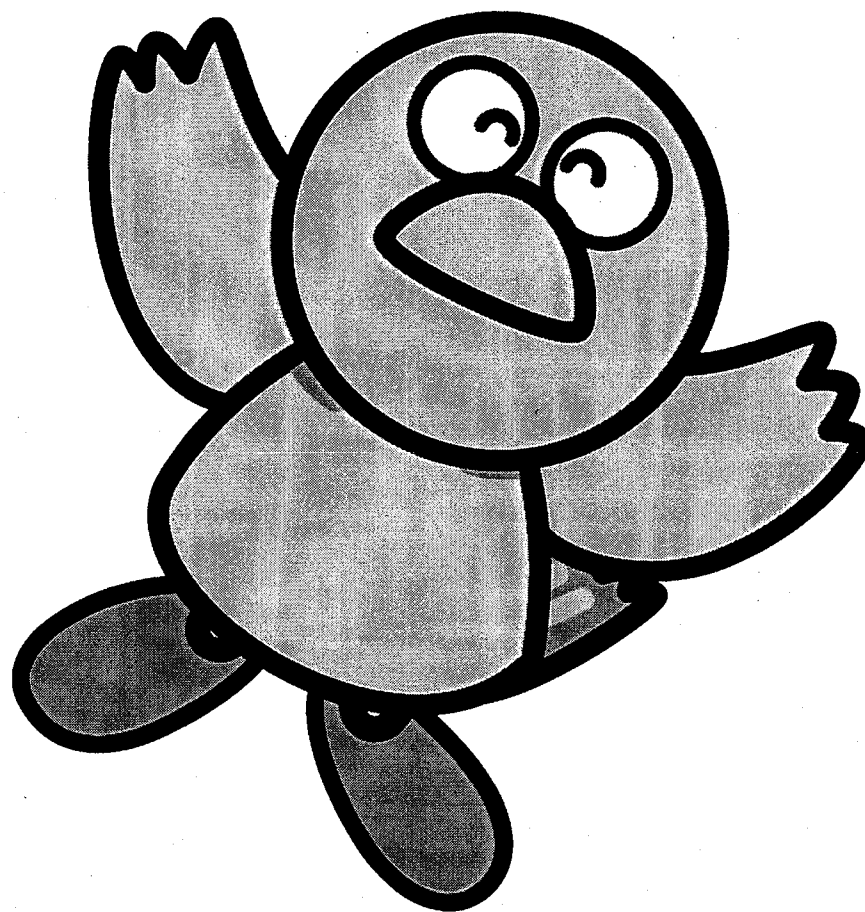


## Ⅱ 自殺予防対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 180, 182
- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防  
（平成21年3月 文部科学省）
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き  
（平成22年3月 文部科学省）

# 1 自殺予防の取組

いのち

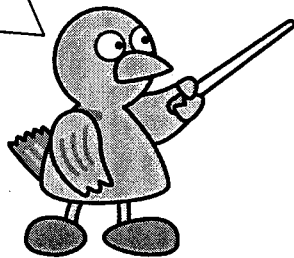
## (1) 生命を大切にする指導 ～全ての児童生徒を対象として～

あらゆる生徒指導の根幹には、生命を大切にする指導があると言えます。いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、児童生徒の不適応行動の態様は様々です。ここで重要なことは、他人を、そして自分自身を大切にすることを、全ての児童生徒を対象に、あらゆる機会を捉えて行わなければならないということです。

教育活動全般を見通した日常的な取組なしに、いきなり自殺予防だけに焦点を当てたプログラムを実施したとしても、戸惑いや反発が予想され、子どもの自殺を防ぐ上での大きな効果は期待できません。教科学習（特に保健体育や社会科など）と道徳・総合的な学習の時間・特別活動との関連を図りながら、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する「生命の教育」を進め、その土台の上に自殺予防プログラムを実施することが求められます。

右図に示すようにどの年齢層でも、自殺は死因の上位に位置しています。特に20～39歳までの死因の第1位は自殺です。また、下図に示すようにわが国の最近の年間自殺者数は交通事故死者数の6倍以上にもなっています。

学齢期に生命の大切さについて学び、心の健康を保つ術を身に付けることが一生の健全な心の発達につながります。

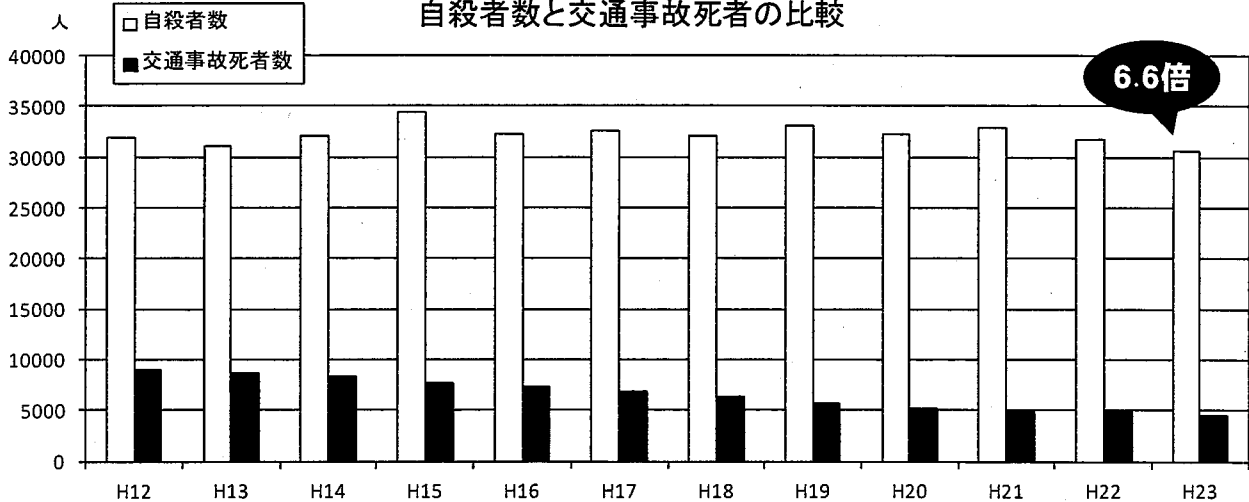


10代～30代の死因上位3項目

年齢	第1位	第2位	第3位
10～14	不慮の事故	悪性新生物	自殺
15～19	不慮の事故	自殺	悪性新生物
20～24	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30～34	自殺	不慮の事故	悪性新生物
35～39	自殺	悪性新生物	不慮の事故

(平成23年人口動態統計, 厚生労働省)

自殺者数と交通事故死者数の比較



(「生活安全の確保に関する統計等」及び「安全・快適な交通の確保に関する統計等」, 警察庁)

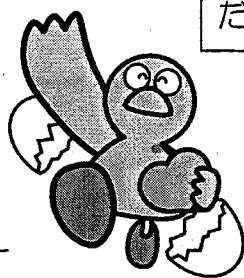
「生命の教育」という土台の上に、  
自殺予防の取組がある・・・

(2) 自殺のサインと対応  
～気がかりな児童生徒たち  
を見つける～

潜在的に自殺の危険が高いと考えられる児童生徒について、学年会や生徒指導、保健、教育相談などの部会や委員会で情報交換をするなどして、複数の目で注意深く見守ってください。

(3) 自殺直前のサイン  
～個別の支援が必要な児童  
生徒への特別な対応～

自殺の危機が高まった児童生徒について、学校、家庭、医療機関などが連携して個別の支援を継続してください。



自殺企図や自傷行為を  
する児童生徒への支援

自殺のリスクの高い気がかり  
な児童生徒への配慮

全ての児童生徒を対象とした  
生命を大切にする指導

(1) 生命を大切にする指導  
～全ての児童生徒を対象として～

教員一人一人が、授業、特別活動、学級経営などあらゆる場面で、生命の大切さや人生のかけがえのなさを児童生徒に伝えるために、何ができるか考えてください。

自殺予防に限らず、児童生徒の問題行動に対する個別の指導・支援を支えているのは、日常における全ての児童生徒を対象とした開発的な指導です。生徒指導は生徒指導担当となった一部の教員の役割ではなく、全ての教員があらゆる場面における児童生徒との関わりの中で行うべきものです。

(2) 自殺のサインと対応 ～気がかりな児童生徒たちを見つける～

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるといよりも、長い時間かけて徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。

自殺に追い詰められる過程で、児童生徒たちは次のような心の状態を経験します。

**ひどい孤立感**

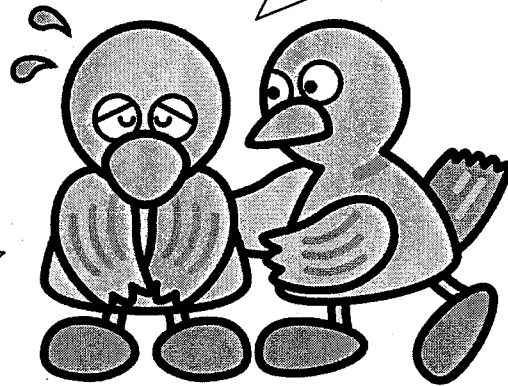
「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」などとしか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

**苦しみが永遠に続くという  
思いこみ**

自分の苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

**無価値感**

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」など生きていく意味など何もないという感覚にとらわれてしまう。(典型的な例は、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたち)



**心理的視野狭窄**

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態。

**強い怒り**

自分の置かれているつらい状況へのやり場のない怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まる。

※必ず当てはまる、全てが当てはまるということではない

児童生徒の周りにいる大人たちは、児童生徒が自殺に追いつめられる前に、自殺の危険性に気づくようにしたいものです。

次のような特徴を数多く認める児童生徒には、潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があります。詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp5からp8を参照してください。

○ 自殺未遂

- ・ 明らかな自殺未遂（高いところから飛び降りる、など）
- ・ 不可解な事故（薬を少し余分に服用、など）
- ・ 自傷行為（リストカット、など）

○ 心の病

- ・ うつ病（眠れない、食欲がない、無気力、など）
- ・ 統合失調症（変な声が聞こえる、監視されていると思い込む、など）
- ・ パーソナリティ障害（過剰な自己愛、過剰な潔癖、など）
- ・ 薬物乱用（薬物依存、ガスパン遊び、など）
- ・ 摂食障害（過食、拒食、など）

○ 安心感のもてない家庭環境

- ・ 虐待
- ・ 親の養育態度の歪み
- ・ 頻繁な転居
- ・ 兄弟姉妹間の葛藤

○ 独特の性格傾向

- ・ 未熟・依存的（周りの人に甘える、なかなか自分で決められない、など）
- ・ 衝動的（俗にいうキレやすいタイプ、など）
- ・ 極端な完全癖（極端な二者択一的、わずかな失敗もゆるせない、など）
- ・ 抑うつ的（誰にも相談できない、気晴らしなどができない、など）
- ・ 反社会的（暴力、売春、薬物乱用、暴走行為、など）

○ 喪失体験

- ・ 離別
- ・ 死別
- ・ 失恋
- ・ 病気
- ・ けが
- ・ 急激な学力低下
- ・ 予想外の失敗

○ 孤立感

- ・ 友人関係のあつれき
- ・ いじめ

○ 事故傾性（無意識の自己破壊）

- ・ 安全や健康を守れない傾向
- ・ 無謀な行動に興味を示す
- ・ 事故や怪我を繰り返す

(3) 自殺直前のサイン ～個別の支援が必要な児童生徒への特別な対応～

ある日突然、児童生徒から「死にたい」と打ち明けられたらどうしますか？教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかくあなたを信頼して開きはじめた心が閉ざされてしまいます。

自殺の危険が高まった児童生徒への対応においては、次のような TALK の原則が求められます。

### TALK の原則

Tell：言葉に出して心配していることを伝える

例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。」

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

例)「どんなときに死にたいとってしまうの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

徹底的に聴き役にまわる

子どもの考えや行動を良し悪しで判断しない

そうならざるを得なかった状況を理解しようとする

矛盾した態度や感情を表す子どもの言動に振り回されない

Keep safe：安全を確保する

ひとりにしないで寄り添う

他からも適切な援助を求める

自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

#### <対応の留意点>

- ひとりで抱えこまない
- 急に子どもとの関係を切らない
- 「秘密にしてほしい」と言われても、児童生徒のつらい気持ちを尊重しながら協力者に相談する

自殺の危険因子が多く見られる児童生徒に、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとしてとらえる必要があります。

詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp 8からp 13を参照してください。

### <自殺直前のサイン>

不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える

別れの用意(整理整頓、大切な物をあげる)

家出や放浪をする

家出

いつもなら楽々できるような課題が達成できない

アルコールや薬物の乱用

学校に通わなくなる

怪我を繰り返す傾向

成績が急に落ちる

不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる

重要な人物の最近の自殺

健康や自己管理がおろそかになる

行動、性格、身なりの突然の変化

注意が集中できなくなる

自分より年下の子どもや動物を虐待する

最近の喪失体験

自傷行為

これまでに關心のあった事柄に対して興味を失う

投げやりな態度が目立つ

友人との交際をやめて、引きこもりがちになる

自殺計画の具体化

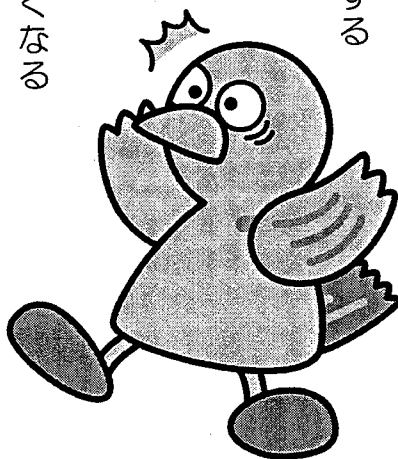
過度に危険な行為に及び、実際に大怪我をする

身だしなみを気にしなくなる

乱れた性行動に及び

自殺のほのめかし

自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする



## 2 自殺予防のための校内体制

### (1) 児童生徒の SOS に気づく校内体制

児童生徒の自殺予防に向けて、学校が組織として取り組むための校内体制を作るには、次のような目標を立てたいものです。

- ・児童生徒が先生と話しやすい雰囲気
- ・学年会や教育相談部会などで、言葉にならない声に気づくよう情報交換
- ・教職員以外からも情報を共有し、多角的な視点を生かした児童生徒理解

### (2) 自殺予防のための教育相談体制

#### ① 教職員等の役割分担の明確化

自殺予防の視点から、校務分掌における教職員ひとりひとりの役割を明確にしておく必要があります。次ページの「役割（例）」などを参考に、お互いの役割や立場を認めあいながら、連携を進めていく必要があります。

#### ② 教育相談体制を見直すためのチェックポイント

ほとんどの学校に、生徒指導部（委員会）や教育相談部（委員会）などがすでに存在しています。新たな校内体制を作るよりも、既存の教育相談体制を自殺予防のために機能するようにしたいものです。

#### チェックポイント

- 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか？
- 教育相談担当者と養護教諭が連携の中心になっていませんか？
- 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか？
- 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか？
- 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか？
- 事例検討会を実施していますか？
- スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか？
- 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか？



## 自殺予防に関する教職員等の役割(例)

<p>管理職 (校長・副校長・教頭)</p>	<p>〈学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの統括</li> <li>b 児童生徒や教職員の心の健康状態の全体像の把握</li> <li>c 専門機関等との連絡・協力体制の統括</li> <li>d 教育委員会、近隣の学校との連携</li> <li>e マスコミ・保護者対応</li> </ul>
<p>学級担任</p>	<p>〈主として学級における生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 児童生徒の心身の健康状態の観察および行動観察による自殺の危険の察知</li> <li>b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり</li> <li>c 保護者との連携、情報の交換</li> </ul>
<p>生徒指導主任 (担当者)</p>	<p>〈いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 生徒指導方針の立案および生徒指導計画の策定・推進</li> <li>b 自殺未遂も含めた児童生徒の問題行動等、生徒指導に関する情報提供</li> <li>c 問題を抱えた児童生徒に関する情報や資料の集約</li> </ul>
<p>教育相談主任 (担当者)</p>	<p>〈教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 問題事象の把握と教育相談体制の確立、関係機関との連携</li> <li>b 自殺予防のための校内体制推進における連絡・調整(コーディネーター)</li> <li>c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進</li> <li>d 児童生徒を対象とする心理教育の企画と実施(自殺予防、ストレスマネジメントなど)</li> </ul>
<p>保健主事 養護教諭</p>	<p>〈健康・保健に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 保健室・養護教諭の特性を活かした健康相談・保健指導</li> <li>b 児童生徒の行動観察と相談活動における分析資料の提供</li> <li>c 心身の健康に関する調査の企画と実施</li> <li>d 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施</li> <li>e 危機を感じたときの医療・保健機関との連携</li> </ul>
<p>スクール カウンセラー (配置されている学校の場合)</p>	<p>〈児童生徒へのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 自殺の危険が高いなど、心の危機にある児童生徒へのカウンセリング</li> <li>b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言</li> <li>c 教職員のメンタルヘルスの促進</li> <li>d 連携すべき専門機関についての情報提供</li> </ul>
<p>学校医</p>	<p>〈医療に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 健康診断結果をもとにした児童生徒の心身の状況に対する全体的把握</li> <li>b 心身の不調を訴える児童生徒理解についての助言や情報提供</li> <li>c 自殺予防も含む心の健康相談</li> <li>d 養護教諭と連携した健康教育活動への積極的参加</li> </ul>

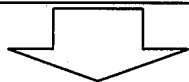
### (3) 危機対応のための校内体制

平常時においては、危機管理の体制づくりや危機対応のマニュアルづくりなどを行い、対応にあたっては、その方針や役割分担に基づき、緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけましょう。

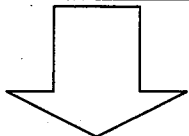
詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp14からp20を参照してください。

#### 自殺の危機が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れ

- ・誰かが自殺の危険に気づく（例：遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者から自殺の危険の連絡 など）
- ・自殺未遂が起きる



- ・当該児童生徒の担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭への連絡
- ・保護者への連絡 ・負傷している場合は119番通報
- ・校長への報告 ・校長から教育委員会への第一報（状況報告）

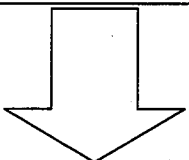


- ・多方面から情報を集める。
- ・事実と推測、判断を区別する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

#### 危機対応チームの招集

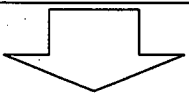
<メンバー：校長を含む管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー など>

- ①緊急ケース会議の実施：上記メンバー＋問題の発見者＋学級担任  
（当該児童生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある児童生徒のリストアップ など）
- ②保護者との連携（情報共有と相談）
- ③外部への対応の一本化
- ④具体的対応策の決定  
（関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携 など）



- ・「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるか」と考える。
- ・不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・教育委員会への連絡（必要があれば支援を要請）



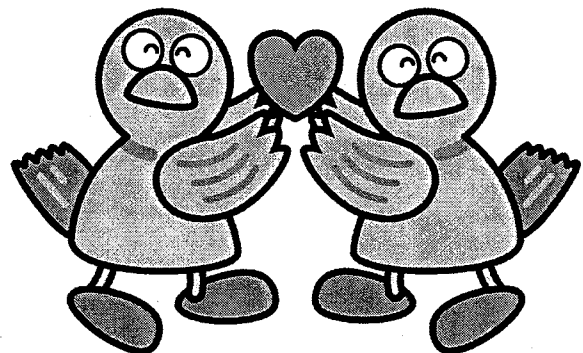
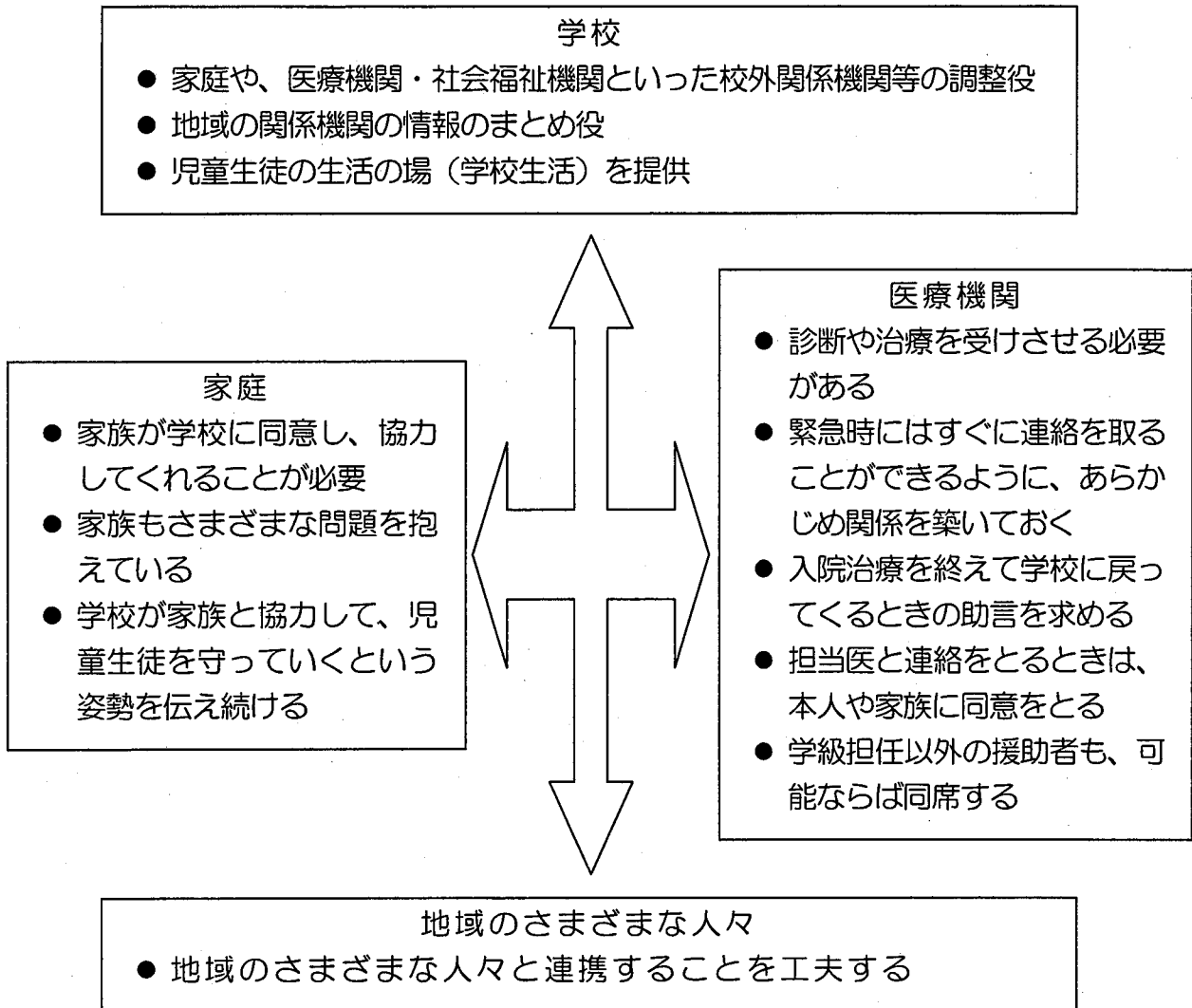
対応の経過の確認と評価（場合によっては、対応方針と対応策の見直し）



- ・活動終了までの記録の整理
- ・臨時職員会議：教職員間での全体経過についての確認
- ・教育委員会への報告

(4) 自殺予防のための校外における連携

自殺予防のためには、学校、家庭、地域、そして必要であれば医療機関等との緊密な連携が欠かせません。以下に、その連携についての留意点をまとめます。



詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp 21 からp 24 を参照してください。

### 3 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

#### はじめに

- 深呼吸をするなど、気持ちを落ち着かせる
- 遺族に対して心からの弔意を示す
- 互いに悲しい思いを率直に伝えあう

これから示す例をたたき台に、みなさん  
で話し合って対応にあたってください

#### (1) 危機対応の態勢

##### ① 状況の把握と記録の開始

- 客観的で正確な事実の把握
- 対応経過を時系列に記録する

※ 自殺か事故かは学校には判断できない

##### ② 当面の対応をする

- 現場の応急処置や居合わせた児童生徒へのケア
- 遺族、消防（救急隊）、警察、報道、他の保護者への対応

##### ③ 初期の目標を定める

- 何をすべきかイメージしやすい目標を掲げる  
例) 遺族の気持ちに寄り添う、他の児童生徒の心のケア、など

##### ④ 役割分担の確認

- 保護者担当、個別担当、報道担当、学校安全担当、庶務担当  
情報担当、総務担当、学年担当、ケア担当

##### ⑤ チーム編成と会議

- ④の各担当者を集めた危機管理チームを編成
- 校長、教頭など幹部職員を本部とする  
職員会議、チーム会議、本部を臨機応変に開催する

##### ⑥ 必要な人員を確保する

- スクールカウンセラーの緊急派遣、教育委員会の職員、などを要請する

## (2) 遺族へのかかわり

### ① 遺族へのかかわり

- できるだけ早くコンタクトをとる
- 事実の公表について遺族の意向を確認する
  - ※ 全てにおいて遺族の意向を優先させる
  - ・他の生徒への伝え方の読み原稿を見せる
  - ・他の保護者への通知文の文案を見せる、など
  - ※ 遺族に事故死として扱うと言われたら？
  - ・「ご家族からは〇〇と聞いています」などと表現を工夫する
- 兄弟姉妹へのケア

### ② 通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認して対応を決める
- 急に意向が変わった場合にも備える

### ③ 葬儀後のかかわり

- 関わりを急に絶たない
- 遺族の感情を受け止める（相談機関の紹介など）
- 遺品の返却などの相談

## (3) 情報収集・発信

### ① 情報収集と整理

- 警察からの情報提供や公表している情報などにより事実確認をする
- 正確で一貫した情報を発信する（遺族の意向が優先）
  - ※ 自殺の動機や背景はすぐにはわからない
  - ・断定的なことは言わない
  - ・「今のところ、背景にいじめがあったとの情報はない」など
- インターネットや携帯電話などネット情報をチェックする

### ② 広報対応

- 報道担当を置く（校長とは別に）
- 想定QAを準備する
  - ※ 事実の説明については予め遺族の意向を確認する
- 取材が集中するようなら記者会見を開く

### ③ 自殺の背景について

- できる限り全ての教職員から事情を聴く
- 関係児童生徒からの聞き取り調査（遺族の意向が優先）
- 遺族には必要に応じて調査内容を別途説明する（情報は整理して）

#### (4) 保護者への説明

##### ① 保護者への情報提供

→ 正確な情報を伝えるよう努める

※ 学校と保護者の協力関係の構築が目標

- ・事実に対する学校の対応
- ・今後の予定
- ・子供への接し方
- ・外部相談機関の紹介 など

→ P T Aとの連携を図る

##### ② 保護者会

→ できるだけ早くに開くつもりで準備する（遺族の意向を確認）

→ 保護者の不安に対応できるよう準備が必要

#### (5) 心のケア

##### ① ケア会議を開く

→ 他の児童生徒の心のケアを計画する

→ 配慮が必要な児童生徒をリストアップする

##### ② 配慮が必要なケースとは？

以下に示すような児童生徒が、配慮が必要と思われるケース

ア 一般的な反応（心と体に起こること）

自分を責める、他人を責める、死への恐怖に悩む  
集中できない、ひとりぼっちで過ごす、話をしなくなる  
気持ちが落ち込む、ひとりでいることを怖がる  
子供っぽくふるまう、過剰に元気にふるまう、反抗的  
食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢  
便秘、倦怠感

イ 反応の有無にかかわらず配慮が必要な児童生徒

自殺した児童生徒と関係が深い児童生徒  
元々自殺のリスクの高い児童生徒  
現場を目撃した児童生徒  
ストレスにさらされている児童生徒

##### ③ 気になるケースへのアプローチ

→ 必要に応じて家庭訪問や電話連絡

→ カウンセリングを受けさせる

④ 教職員へのサポート

- 教職員もサポートを必要としている
- 配慮が必要なケースは児童生徒の場合と同じ

⑤ 相談態勢

- 配慮が必要なケースを優先しつつ、広く希望者を受け付ける
- 保護者や児童生徒からの電話にも対応する準備をする

⑥ 教職員の健康管理

- 3日以上不眠が続くようなら、医療機関を受診する

(6) 学校活動の再開

① 学校再開の準備

ア 児童生徒に事実を伝える

遺族の意向を確認しつつ、準備を綿密に行う

当該児童生徒との関係の深さによって伝え方に工夫をする

イ 校長から伝える際の注意

大きな集会ではパニックが伝染するかもしれないことに注意する

教訓的な内容やありきたりの表現は避け、感情を込めすぎない

ウ その他

再開日には保健室の他に別室を準備（対応する教職員の増員）

校内での事案の場合は現場を見せない配慮

② クラスでの伝え方

ア 事実を伝える（知）

自殺は様々な要因から「追い込まれた末の行動である」ことを理解する

イ 感情を表現する（情）

様々な感情表出を受け止め、強い感情は個別にケアする

ウ これからどうするかを話す（意）

これからどのように過ごせばよいかも話し合う

③ クラスでの喪の過程

ア 通夜、葬儀へのかかわり

遺族の意向を確認して対応を決める

イ 葬儀後

思い出したくないという気持ちに配慮しつつ、一緒に卒業するという雰囲気を作る

詳しくは「文部科学省編：子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参照してください。

【簡易チェックリスト】

当面の対応	
1 危機対応の態勢	<input type="checkbox"/> 記録開始（事実確認と対応経過） <input type="checkbox"/> 教育委員会職員到着 <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 <input type="checkbox"/> チーム会議または職員会議開始
2 遺族への関わり	<input type="checkbox"/> 最初のコンタクト <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> 担当 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 事実の公表について遺族の意向確認
3 情報発信等	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 公表できる内容を整理 <input type="checkbox"/> 報道対応窓口 <input type="checkbox"/> 記者会見実施の判断 <input type="checkbox"/> 問い合わせへの対応態勢 <input type="checkbox"/> 記者会見時説明等準備 <input type="checkbox"/> 関係者から聴き取り開始 <input type="checkbox"/> 遺族への別途説明
4 保護者への説明	<input type="checkbox"/> PTA 役員との協議開始 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 保護者会実施の判断
5 心のケア	<input type="checkbox"/> ケア会議開始 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ <input type="checkbox"/> 気になるケースへのアプローチ
6 学校活動	<input type="checkbox"/> 現場の遮蔽（校内で発生した場合） <input type="checkbox"/> 学校再開日の方針



	その後の対応	
1 危機対応の態勢	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど到着 <input type="checkbox"/> 目標設定	
2 遺族への関わり	<input type="checkbox"/> きょうだいへのサポート開始 <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認 <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ <input type="checkbox"/> 葬儀後の訪問 <input type="checkbox"/> 遺品の返却などについて相談	
3 情報発信等	<input type="checkbox"/> 教職員への聴き取り <input type="checkbox"/> インターネット等チェック	
4 保護者への説明	<input type="checkbox"/> 保護者会のお知らせ <input type="checkbox"/> 校長談話（保護者会）用意 <input type="checkbox"/> 心理教育資料（保護者会）用意 <input type="checkbox"/> 学校からのお知らせ文書	
5 心のケア	<input type="checkbox"/> 教職員の相談開始 <input type="checkbox"/> 心理教育（教職員） <input type="checkbox"/> 学校再開日の相談態勢 <input type="checkbox"/> 継続的相談態勢 <input type="checkbox"/> しばらく毎日ケア会議	
6 学校活動	<input type="checkbox"/> 子どもへの事実の伝え方の基本形 <input type="checkbox"/> 校長メッセージ用意 <input type="checkbox"/> 各クラスの伝え方の打ち合わせ <input type="checkbox"/> 葬儀マナー指導内容	<input type="checkbox"/> 当該クラス、保健室等のサポート態勢 <input type="checkbox"/> 保健室に飲み物、飴、ティッシュ、毛布 <input type="checkbox"/> 各クラスにティッシュペーパー用意 <input type="checkbox"/> 登校見守り態勢

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について（調査のフロー図）

児童生徒の自殺及び自殺の疑いのある事案の発生（死亡事故の場合）

初期調査

- ① 速やかに遺族に連絡を取り、弔意を示す（弔問、電話連絡）
  - ・遺族の要望や意見を聴取する。→ 誠実な対応が基本！
  - ・学校の対応方針について説明する。
- ② 当該児童生徒の置かれていた状況を調査 → 迅速かつ慎重に！

教職員からの聴き取り調査  
（原則3日以内・できる限り全ての教職員）

関係児童生徒からの聴き取り調査  
（遺族の要望や心情、在校生への影響等を十分に考慮）

※聴き取り方法や場所等に留意

遺族に経過説明（1週間以内を目途にできるだけ速やかに）

※必要に応じて、在校生や保護者等に説明する。

判断

遺族に「初期調査」の経過説明後、次の場合は「より詳しい調査（詳細調査）」の実施について遺族と協議を行う必要がある。

- 学校に関わる背景がある可能性のある場合
- 遺族から「更なる調査」の要望がある場合
- その他、「更なる調査」が必要と考えられる場合

※学校においては「判断」に際し、必ず所管の教育委員会に相談をしてください。

調査を継続する場合

詳細調査

学校や教育委員会による「詳細調査」  
（専門家の助言を受けることが望ましい）

医師や弁護士等の中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置（遺族が希望した場合）

調査計画について遺族に説明

詳細調査の実施 → 必要に応じて随時、遺族に対して調査の状況を説明  
（在校生へのアンケート調査や聴き取り調査などの実施）

調査から得られた資料や情報の分析評価 → 遺族への報告及び説明

※ 必要に応じて、在校生や保護者等に報告及び説明を行う。なお、調査結果の取扱には、遺族、在校生及びその保護者等の関係者の心情などに十分に配慮する。

◎この図は1つのモデルであり、必ずしもすべての事案に当てはまるとは限りません。状況に応じた適切な対応が必要です。

【その他】

1 背景調査に基づき、所属長の判断により「実態調査票」を作成の上、提出してください。

2 主な参考通知等

- (1) 【埼玉県教育委員会】平成23年9月22日付け教生指第346号  
「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方並びに児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）」
- (2) 【文部科学省】平成23年6月1日付け23文科初第329号「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」
- (3) 【文部科学省】「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」P32-53
- (4) 【文部科学省】平成23年6月1日付け23初児生第8号「児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）」
- (5) 【文部科学省】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省・平成22年3月）